

令和 7 年度 岡山県備中保健所運営協議会 次第

開催日時・場所

令和 7 年 10 月 30 日（木）14:30～16:15

備中保健所 2 階 第 1～3 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会長、副会長選任

4 議 事

（１）備中保健所の概況

（２）管内の概況

（３）健康福祉部・備中保健所の主な施策

（４）施策の実施状況

（５）意見交換

5 閉 会

令和7年度 岡山県備中保健所運営協議会 委員名簿

(就任期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日まで)

2024/9/27→2025/4/1

委員氏名	所属・役職	出席状況
片岡 聡一	総社市長	
栗山 康彦	浅口市長	
加藤 泰久	里庄町長	
荒木 一博	倉敷市連合医師会長	
谷口 正人	笠岡医師会長	代理 理事 猪木 篤弘
小田 健司	井原医師会長	
薬師寺 公一	吉備医師会長	
福嶋 啓祐	浅口医師会長	
長谷川 浩一	笠岡・小田歯科医師会長	
吉田 和司	岡山県薬剤師会吉備支部長	
田中 由子	岡山県看護協会倉敷支部長	代理 片岡 浩子
佐藤 豊	井笠食品衛生協会会長	欠席
浅野 ツヤ子	井笠愛育委員連合会長	
小林 宏子	備中保健所管内総社・早島栄養改善協議会長	
森永 裕美子	岡山県立大学保健福祉学部教授	
種本 和雄	倉敷市保健所長	
岡本 敦子	倉敷労働基準監督署長	
松永 雄一	岡山県倉敷警察署長	代理 生活安全課長 佐藤 大輔 欠席
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所長	代理 次長 草加 忠彦

令和 7 年度 岡山県備中保健所運営協議会 配席

浅口医師会長 福嶋 啓祐	総社市長 片岡 聡一	倉敷市連合医師会長 荒木 一博
--------------	------------	-----------------

岡山県看護協会倉敷支部長 代理 片岡 浩子	○		○	浅口市長 栗山 康彦	
井笠愛育委員連合会長 浅野 ツヤ子	○		○	里庄町長 加藤 泰久	
備中保健所管内総社・早島栄養改善協議 会長 小林 宏子	○		○	笠岡医師会長 代理 理事 猪木 篤弘	
岡山県立大学保健福祉学部教授 森永 裕美子	○		○	井原医師会長 小田 健司	
倉敷市保健所長 種本 和雄	○		○	吉備医師会長 薬師寺 公一	
倉敷労働基準監督署長 岡本 敦子	○		○	笠岡・小田歯科医師会長 長谷川 浩一	
岡山県倉敷警察署長 代理 生活安全課長 佐藤 大輔	○		○	岡山県薬剤師会吉備支部長 吉田 和司	
岡山県倉敷児童相談所長 代理 次長 草加 忠彦	○				

報
道
席

傍聽者

人

--	--

	
---	---

保健課長

部長

備中保健所長

副部長

	
---	---

井笠地域保健課長

衛生課長

事務局

岡山県備中保健所運営協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は岡山県備中保健所運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を岡山県備中保健所（以下「保健所」という。）内におく。

(目的)

第2条 協議会は地域保健法第11条により設置し、保健所管内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について審議する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業所等の代表者又は職員、学識経験者等の中から岡山県知事が委嘱した者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に委員の互選による会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を行う。

4 会長及び副会長の任期は2年以内とし、再選を妨げない。

(会議)

第6条 会議の必要のあるとき会長がこれを召集する。

2 委員の過半数が出席しなければ議事を開き決議することができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の経費は県費をもって支弁し、保健所長の指名する保健所職員が庶務会計を処理する。

(その他)

第8条 この会則で定めるもののほか必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この会則は平成21年4月1日から施行する。